

裁判の迅速化に係る検証結果の公表（第3回）について

最高裁判所は、平成21年7月10日、裁判の迅速化に係る検証について、第3回目の検証結果を公表しました。これは、裁判の迅速化に関する法律8条1項により、最高裁判所は、裁判所における手続に要した期間の状況、その長期化の原因その他必要な事項についての調査及び分析を通じて、裁判の迅速化に係る検証を行い、その結果を2年ごとに公表するものとされていることに基づくものです。

今回の検証では、民事訴訟事件については、統計データに加えて、弁護士からヒアリングを行った結果等も踏まえ、民事訴訟事件一般に共通する長期化要因を分析するとともに、医事関係訴訟等、長期化しがちな事件類型に特有の長期化要因をも分析しました。また、刑事訴訟事件については、公判前整理手続を中心とした審理状況を分析しました。さらに、新たに家事事件も取り上げ、その事件概況のほか、特に遺産分割事件の長期化要因も分析しました。

詳細につきましては http://www.courts.go.jp/about/siryu/hokoku_03_hokokusyo/index.html をご参照ください。